

関東地方環境事務所と同時発表

平成 29 年 8 月 25 日

象牙製品小売業者に対する行政処分を行いました

関東経済産業局及び関東地方環境事務所は、本日絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「法」という。)第 33 条の 4 第 1 項の規定に基づき、「かねこ琴三絃楽器店」に対し、下記の行政処分を行いましたのでお知らせします。

1. 事業者の概要

- (1) 名称: かねこ琴三絃楽器店(個人事業者)
- (2) 代表者: 金子 政弘
- (3) 所在地: 東京都大田区千鳥

2. 処分内容

法第 33 条の 4 第 1 項の規定に基づく指示

- (1) 法第 33 条の 3 第 2 項及び特定国際種事業に係る届出等に関する省令(平成 7 年総理府・通商産業省令第 2 号、以下「省令」という。)第 2 条の規定に基づき、法第 33 条の 3 第 1 項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを 5 年間保存すること。
- (2) 上記(1)にいう特定器官等の譲渡し等に関する事項を記載した書類に関し、本指示の日から平成 29 年 11 月 30 日までの期間の毎月末日現在の同書類の写しを翌月 10 日までに経済産業大臣及び関東地方環境事務所長に提出すること。
- (3) 今般の法令違反行為の再発を防止するため、当該行為の発生原因について調査分析し、実効性のある改善措置を講ずるとともに、それに係る文書による報告を本指示の日から 1 か月以内に、経済産業大臣及び関東地方環境事務所長あてに行うこと。

3. 処分の理由となる法令違反事項

- ・当該事業者は、平成 24 年 2 月 22 日以降、平成 29 年 2 月 21 日までの間に、取引先から象牙製品(駒、糸巻、琴爪、琴柱、撥)の譲受け及び一般消費者への譲渡しを繰り返し行っていた。

- ・上記の譲受け又は譲渡しをした場合には、法第 33 条の 3 第 2 項及び省令第 2 条の規定に基づき、法第 33 条の 3 第 1 項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、これを 5 年間保存しなければならないが、当該事業者はそれを行っていなかった。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局産業部国際課長 大熊 奈津子

担当者： 高見沢、松本

電 話： 048-600-0262 (直通)

048-601-1306 (FAX)